

静岡県告示第255号

新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「工場等」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア <u>産業に関する分類</u>（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設又は施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）（<u>産業に関する分類に定める日本標準産業分類</u>の小分類に掲げる<u>分類符号</u>011の耕種農業に係る施設園芸に限る。以下同じ。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設（以下これらを「工場」という。）</p> <p>イ <u>産業に関する分類に定める日本標準産業分類</u>の小分類に掲げる<u>分類符号</u>711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設（以下「研究所」という。）</p> <p>ウ <u>産業に関する分類に定める日本標準産業分類</u>の中分類に掲げる<u>分類符号</u>44の道路貨物運送業若しくは<u>分類符号</u>47の倉庫業若しくは小分類に掲げる<u>分類符号</u>484のこん包業の用に供する施設（流通加工等</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「工場等」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア <u>統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件</u>（令和5年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類（以下「<u>産業分類</u>」という。）の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設又は施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）（<u>産業分類</u>の小分類に掲げる<u>分類番号</u>011の耕種農業に係る施設園芸に限る。以下同じ。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設（以下これらを「工場」という。）</p> <p>イ <u>産業分類</u>の小分類に掲げる<u>分類番号</u>711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設（以下「研究所」という。）</p> <p>ウ <u>産業分類</u>の中分類に掲げる<u>分類番号</u>44の道路貨物運送業若しくは<u>分類番号</u>47の倉庫業若しくは小分類に掲げる<u>分類番号</u>484のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程にお</p>

(流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。)並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。)を行うものに限る。)又はアに規定する製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって別に知事が定めるものを除く施設(流通加工等を行うものに限る。)(以下これらを「物流施設」という。)

エ (略)

(3)・(4) (略)

別表第2 (略)

区分	対象施設
(略)	

備考 区分の欄に掲げる業種区分は産業に関する分類に定める日本標準産業分類に掲げる業種をいう。

ける簡易な加工をいう。以下同じ。)並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。)を行うものに限る。)又はアに規定する製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって別に知事が定めるものを除く施設(流通加工等を行うものに限る。)(以下これらを「物流施設」という。)

エ (略)

(3)・(4) (略)

別表第2 (略)

区分	対象施設
(略)	

備考 区分の欄に掲げる業種区分は産業分類に掲げる業種をいう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。